(5) 障 がい児支援の提供体制の整備等

ばんじょうおよ <現 状 及びこれまでの取組>

- しょう じしえん しょうがいふくし しょうがいじつうしょしえんとう せんもんてき 管 がい児支援については、障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的なしえん かくほおよ きょうせいしゃかい せいしん かんてん ほけん いりょう ほいく きょういく しゅうろう 支援の確保及び共生社会の推進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労しえんとう かんけいきかん れんけい はか うえ しょう じおよ かぞく たい にゅうようじき 支援等の関係機関と連携を図った上で、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期がっこうそつぎょう き め こうかてき しえん みちか ちいき ていきょう たいせい こうちくから学校卒業まで切れ目のない効果的な支援を身近な地域で提供する体制を構築 じゅうよう

- いりょうてき じ たい けんしょかんいき たいしょう じったいちょうさ じっし じったいはあく 医療的ケア児に対しては、県所管域を対象とした実態調査を実施して実態把握った に努めるとともに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において、保健、いりょう しょう ふくし ほいく きょういくとう かんけいきかんとう れんけい はか きょうぎ ば 医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場をせっち いりょうてき じしえん ほうさくとう きょうぎ おこな 設置し、医療的ケア児支援の方策等について協議を行ってきました。
- また、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、
 いりょうてき じしえん ちいき すいしん また、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進するコーディネーター (以下「医療的 ととう ケア児等コーディネーター」という。)の養成を目的とした研修を実施し、医療的 ケア児支援の向上を図ってきました。

<取組による成果>

○ 国の基本指針では、児童発達支援センター*27を地域における中核的な支援機関いた。 しょうがいじっうしょしえんとう じっし じぎょうしょ きんみつ れんけい はか じゅうそうてき に位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的なしょうがいじっうしょしえん たいせいせいび はか ちと ほんけん じどう 障害児通所支援の体制整備を図ることが求められています。本県において児童はったっしぇん せっち しちょうそんすう れいわ ねんどまっじてん しちょうそん 発達支援センターを設置している市町村数は、令和2年度末時点で15市町村となっています。

- また、県内で保育所等訪問支援を利用できる体制を整備している市町村は、令和 ねんどまつじてん しちょうそん おも じゅうしょうしんしんしょう じ しえん じどう 2年度末時点で17市町 村、また、主に重症 心身障がい児*26を支援する児童はったっしぇんじぎょうしょ かくほ しちょうそん おも じゅうしょうしんしんしょう じ 発達支援事業所を確保している市町村は15市町村、主に重症 心身障がい児をしえん ほうかごとう じぎょうしょ かくほ しちょうそん しちょうそん しちょうそん しちょうそん フェッカー となって とままり はったっしょかいます。
- でいまけいかく しょうがいじつうしょしえんとう ていきょうたいせい かくほ かん へいせい 第5期計画では、「障害児通所支援等の提供体制の確保」に関して、平成30 ねんどまつ けん かくしょう ほけんふくしけんいきおよ かくしちょうそん いりょうてき じしえん 年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村に医療的ケア児支援のための「協議の場」を設置することを成果目標として取組を進めてきましたが、 はいわ ねんどまつじてん けんおよ けんいき ねんどまつじてん ウムおよ けんいき ねんどまつじてん ウムおよ けんいき なっちず 2年度末時点では、県及び圏域については設置済みとなったものの、市町村でしたようそん とど もくひょう たっせいは、23市町村に留まるなど、目標を達成できませんでした。

^{かだい} **<課題>**

- しょう じ かぞく たい じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく む しちょうそん 障 がい児やその家族に対する 重層的な地域支援体制の構築に向けて、市町村 じどうはったっしえん せっち そくしん ひっょう における児童発達支援センターの設置を促進していく必要があります。
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、 はいくしょとうほうもんしえん さら かつよう む たいせい せいび ひつよう 保育所等訪問支援の更なる活用に向けた体制の整備が必要です。また、 じゅうしょうしんしんしょう じ いりょうてき じとう あんしん りょう しょうがいふくし 重 症 心 身 障がい児や医療的ケア児等が安心して利用できる障害福祉サービスとう きばんせいび ひ つづ すす ひつよう 等の基盤整備を引き続き進めていく必要があります。
- いりょうてき じとう みぢか ちいき ひつよう しえん う たいせい せいび ひつよう 医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備が必要であ がくしちょうそん きょうぎ ば せっち いりょうてき じとう ることから、各市町村における「協議の場」の設置とともに、医療的ケア児等コー ばいち そくしん ひつよう ディネーターの配置を促進する必要があります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児などの介護をしている家族等(ケアラー)が 地域で孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう支援する 必要があります。
- くに きほんししん あら とどうふけん なんちょうじしえん ちゅうかくてききのう ○ 国の基本指針では、新たに、都道府県に「難聴児支援のための中核的機能の

なんちょうじおよ かぞく たい しえん ほけん 確保」が求められています。難聴児及びその家族に対する支援については、保健、いりょう ふくし きょういく とうじしゃだんたい さまざま かんけいしゃ たちば かか 医療、福祉、教育、当事者団体など様々な関係者が、それぞれの立場から関わっているところであり、切れ目のない支援を受けられるようにする体制の整備が必要です。

せいかもくひょう **<成果 目 標 >**

くに きほんししんおよ ほんけん げんじょう かだいとう ふ っき せいかもくひょう せってい 国の基本指針及び本県の現状、課題等を踏まえ、次のとおり成果目標を設定します。

じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく め ざ じどうはったつしえん せっちおよア 重 層 的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び ほいくしょとうほうもんしえん じゅうじつ 保育所等訪問支援の 充 実

せいかもくひょう 成果目標	れいわ ねんどじつせき (令和2年度実績)	れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目 標
じどうはったっしぇん 児童発達支援センターを せっち しちょうそん かず 設置する市町村の数	15市町村	33市町村(全市町村)
ほいくしょとうほうもんしえん りょう 保育所等訪問支援を利用で たいせい こうちく きる体制を構築している しちょうそん かず 市町村の数	しちょうそん 17市町 村	3 3 市町 村(全市町 村)

おも じゅうしょうしんしんしょう じ しえん じどうはったつしえんじぎょうしょおよ ほうかごとう イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー じぎょうしょ かくほ ビス事業所の確保

こパチネガの能体			
せいかもくひょう 成果目標	れいわ ねんどじっせき (令和2年度実 績)	れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目 標	
まも じゅうしょうしんしんしょう 主に重症 小身障がい じ しえん じどうはったっ 児を支援する児童発達 しえんじぎょうしょ かくほ 支援事業所を確保してい しちょうそん かず る市町村の数	しちょうそん 15市町 村	33市町村(全市町村)	
主に重症 心身障がい 主に重症 心身障がい じしえん ほうかごとう 児を支援する放課後等デイ ビギュラしょ かくほ サービス事業所を確保し しちょうそん かず ている市町村の数	しちょうそん 16市町 村	しちょうそん ぜんしちょうそん 33市町 村(全市町 村)	

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターのはいち 配置

· · - • - · · · · · · · · · · · · · · ·		
せいかもくひょう 成果目標	n n n n n n n n n n n n n n n n n n n	れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目 標
/ A /A D / A		一大の一大の日本

かんけいきかん れんけい 関係機関の連携のための きょうぎ ば せっち 協議の場を設置している しちょうそん かず 市町村の数	2 3 市町 村	3 3 市町 村(全市町 村)
にいりょうてき 医療的ケア児等コーディ ネーターを配置する しちょうそん かず 市町村の数	ubsiden 7 市町村	3 3 市町 村(全市町 村)

ちゅうかくてききのう ゆう 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

せいかもくひょう 成果目 標	れいわ ねんどじっせき (令和2年度実績)	れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目 標
## で	_{みたいおう} 未対応	nub ah とまつ ひつよう 令和 5 年度末までに必要 たいせい かくほ な体制を確保

もくひょうたっせい <目 標達成のための方策>

せいかもくひょう たっせい む っぎ ほうさく じっし 成果目標の達成に向けて、次のような方策を実施します。

はったつだんかい おう

(障がい児の発達段階に応じたサービスの提供)

しょう で たい しどうくんれんとう しえん おこな じどうはったっしえんとう ていきょう

障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するととも きょたくかいご たんきにゅうしょとう ていきょう しょう じ みぢか ちいき ひつよう しえん きに、居宅介護、短期入所等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を切 たいせい じゅうじつ はか しょう じ はったつだんかい おう れ目なく受けられる体制の充実を図ります。また、障がい児の発達段階に応じ ほいくしょとうほうもんしえんおよ ほうかごとう とう てきせつ しえん ていきょう て、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。

じどうはったつしえん (児童発達支援センターの設置促進)

じどうはったつしえん せっち そくしん ○ 市町村における児童発達支援センター*27の設置を促進するため、未設置の しちょうそん たい さんこう せっちじれい じょうほうていきょうとう おこな しちょうそん 市町村に対し、参考となる設置事例の情報提供等を行うとともに、市町村から せっち かか そうだん ていねい たいおう の設置に係る相談に丁寧に対応していきます。

ざいたくしえん じゅうじつ (在宅支援の 充 実)

- では、 せいかっ じゅうしょうしんしんしょう じ いりょうてき じ せんもんてき しえんたいせい 在宅で生活する重症 心 身 障がい児や医療的ケア児が、専門的な支援体制を たんきにゅうしょ きょたくかいご じどうはったっしえんとう がんた短期入所 や居宅介護、児童発達支援等のサービスを受けられるよう、専門 じんざい ようせいとう おこな ざいたくしえん じゅうじつ はか 人材の養成等を行い、在宅支援の充実を図ります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児などの介護をしている家族等(ケアラー)の 相談窓口の設置やレスパイト(休息)のための支援など、関係分野とも連携して、

ケアラーの負担軽減を図り、地域での自立した生活を継続できるよう支援を行います。

いりょうてき じ しぇん (医療的ケア児への支援)

- いりょうてき じしえん かんけいきかん きょうぎ ば でんしちょうそん 医療的ケア児支援のための関係機関の「協議の場」については、全ての市町村に せっち め ざ みせっち しちょうそん じょうきょうとう はあく おける設置を目指し、未設置の市町村の状況等を把握するとともに、設置及び ていきょうとう しえん おこな 運営に係るノウハウの提供等の支援を行っていきます。
- 医療的ケア児やその家族等への切れ目のない支援をするため、総合相談窓口としいりょうでき じしえん かしょう れいわ ねんどちゅう せっち て「かながわ医療的ケア児支援センター(仮称)」を令和4年度中に設置し、しちょうそん いりょうでき じしえん せんもんてきちけん ゆう しゃかいふくしほうじん かながわけんりっ 市町村、医療的ケア児支援の専門的知見を有する社会福祉法人や神奈川県立こどいりょう など れんけい いりょうてき じ かぞくとう そうだん たいおう も 医療センター等と連携して、医療的ケア児の家族等からの相談に対応していきます。
- □ けんりっとくべっしえんがっこう いりょうてき じ あんぜん まな かんきょう せいび 県立特別支援学校において医療的ケア児が安全に学ぶことができる環境を整備 かぞくとう あたん けいげん ふくししゃりょうとう かつよう つうがく するとともに、その家族等の負担を軽減するため、福祉車両等を活用した通学 しえん おこな 支援を行います。
- いりょうてき じとう でんぱう とう でんぱっと でんぱっと でんぱっと にんずう じゅうじっ はか せんくてき とりくみ おこな しちょうそん 実施することにより人数の充実を図るとともに、先駆的な取組を行う市町村の じれい じょうほうていきょう かくしちょうそん はいち そくしん 事例を情報提供すること等により、各市町村への配置を促進していきます。

なんちょうじしえん たいせい こうちく (難聴児支援の体制の構築)